

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募・公表要領

農林水第30 - 489号

平成31年3月19日

(目的)

第1 この要領は、県が、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条第1項及び第2項の規定により、法第2条第5項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募及び公表するにあたり、法、森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、長期にわたる森林の経営管理を担う民間事業者の適切な選定に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、民間事業者とは「森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、又は他者への請負により、造林・保育、素材生産等の林業生産活動（以下「森林施業」という。）を行っている民間の事業者」をいう。

(民間事業者の公募)

第3 知事は、毎年定期的に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 公募期間は次のとおりとする。なお、次に定める各回の公募期間のうち、最終日が閉庁日にあたる日は、翌開庁日を締切日とする。

第1回 4月1日から5月15日

第2回 7月1日から8月15日

第3回 10月1日から11月15日

第4回 1月4日から2月15日

(民間事業者の応募)

第4 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者は、第3の2項に定める公募期間内に、次に掲げる内容を記載した<別紙1>に定める書類により知事に応募するものとする。

【提出を求める内容】

- (1) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町）
- (2) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (3) 雇用状況に関する情報（職員数、雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況）
- (4) 技術者・技能者数に関する情報

- (5) 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
 - (6) 事業量等に関する情報
 - (7) 生産管理又は流通合理化等の取組に関する情報
 - (8) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
 - (9) 主伐後の再造林の確保に関する情報
 - (10) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
 - (11) 実施体制の確保、実績に関する情報
 - (12) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
 - (13) 環境への配慮に関する情報
 - (14) 人材の育成に関する情報
 - (15) コンプライアンスの確保に関する情報
 - (16) 常勤役員の設置状況に関する情報（法人のみ）
 - (17) その他地域への貢献、表彰実績等に関する情報
 - (18) 経理状況に関する情報
- 2 前項の応募書類等は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町（複数の市町を希望する場合はそのいずれか1つ）を管轄する農林（水産）事務所長に提出するものとし、提出部数は2部（正・副）とする。
- なお、添付書類以外は、電子データ（excelファイル）も提出するものとする。
- 3 農林（水産）事務所長は、2の応募書類等を取りまとめの上、様式8により農林水産部長あて進達するものとする。

（民間事業者の条件）

第5 公募に応募できる民間事業者の条件は、「三重県内の森林において、2年以上の森林施業の実績を有する者」とする。

なお、2年以上は、連続していることを要しない。

（判断の基準）

第6 公募に応募した民間事業者が、法36条第2項に規定する要件（以下「要件」という。）に適合するか否かを判断する基準は、＜別紙2＞のとおりとする。

（民間事業者の公表）

第7 知事は、公募に応募した民間事業者のうち、要件に適合するもの及び当該事業者に関する情報を整理し、県公式ホームページにおいて公表するものとする。

2 公表する内容は、第4の1項の各号に掲げる事項のうち様式4に定める内容とし、次の期日までに公表するものとする。

- 第1回公募に係るもの 6月末日
- 第2回公募に係るもの 9月末日
- 第3回公募に係るもの 12月末日
- 第4回公募に係るもの 3月末日

(公表期間)

第8 第7の公表期間は、公表した日から5年間とする。

(公表内容の変更)

第9 公表事業者は、第4の1項の各号に掲げる内容に変更があり、公表されている内容を変更したいときは、様式5により知事に届け出ることができるものとする。

2 公表事業者は、第10の規定による実施状況等の報告において、公表内容の変更について記載した場合は、当該報告の提出を前項の届出に代えることができるものとする。

3 前2項の届出の取扱いについては、第4の2項に準ずるものとする。

4 知事は、前各項による届出があったときは、届出があった事項について、公表内容を修正するものとする。ただし、2項の実施状況等の報告による場合は、当該報告の内容の公表をもって、修正に代えることができるものとする。

(実施状況等の報告)

第10 公表事業者は、目標を設定した事業年度が終了するまでの間、各事業年度の終了後3ヶ月以内に、様式6により知事に実施状況等を報告するものとする。

2 前項の報告の取扱いについては、第4の2項に準ずるものとする。

3 知事は1項の報告内容について、県公式ホームページで公表するものとする。

(改善の指導)

第11 知事は、公表事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、取組の改善に向けて指導するものとする。

(1) 5年後の目標に対する達成率が著しく低調になると見込まれる場合

(2) 取り組むこととしている内容について、予定年度を過ぎても実施していない場合

(公表のとりやめ)

第12 知事は、公表事業者が次のいずれかに該当するときは、当該民間事業者の情報についての公表をとりやめるものとする。

(1) 公表後に要件に適合しなくなったと認められる場合

(2) 応募にあたって虚偽の申請があったと明らかになった場合

(3) 公表事業者が、個人の場合にあつては死亡、法人の場合にあつては消滅又は解散のいずれかに該当した場合

(4) 第11の指導にもかかわらず、その改善に向けた対応が全くみられない場合

(5) 直近の公表期間が満了するまでに次回の公募に応募しないまま、当該公表期間が満了した場合

2 知事は、公表をとりやめたときは、様式7により当該民間事業者にその旨を通知するとともに、当該民間事業者名及び公表をとりやめた理由を県公式ホームページにおいて公表するものとする。

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この要領は、令和元年6月26日に一部を改正し、令和元年6月26日から施行する。
- 1 この要領は、令和3年3月24日に一部を改正し、令和3年3月24日から施行する。